

諮問番号：令和2年度諮問第2号

答申番号：令和2年度答申第5号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却すべきである、との審査庁の意見は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、有効期限を令和元年12月31日までとする障害等級2級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていたところ、令和元年10月1日、処分庁に対し、の精神科医（以下「本件医師」という。）作成に係る同日付け精神障害者保健福祉手帳診断書（以下「本件診断書」という。）を添付した精神障害者保健福祉手帳申請書（届出書）により、精神障害者保健福祉手帳の更新に係る申請（以下「本件申請」という。）をした。
- 2 処分庁は、令和元年11月6日、本件申請に係る障害等級について、神戸市市民福祉調査委員会精神障害者保健福祉手帳判定・自立支援医療費（精神通院医療）支給認定・指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定部会（以下「判定部会」という。）に対し、意見を求めたところ、判定部会は、審査請求人の精神障害者保健福祉手帳の障害等級を3級と判定した。
- 3 処分庁は、上記2の判定部会の判定結果を踏まえ、令和元年11月13日、審査請求人の精神障害者保健福祉手帳の障害等級が3級に該当する旨決定し（以下「本件処分」という。）、同月20日、障害等級を3級と記載

した精神障害者保健福祉手帳を審査請求人に交付した。

- 4 審査請求人は、令和元年11月20日、本件処分を障害等級2級に変更することを求めて審査請求をした。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 生活保護を早く脱きやくするため（どこに面接に行っても、不さいようになる）。神経かびんで、集合住宅なので音が気になり引っこしたい（ので、障害者加算を付けていただいていたが、3級になったためなくなる）。
- (2) レントゲンでかけが見つかり、で検査をすると、サルコイドーシスの可能性が8割方ある（B型就労に10日ほど通所してしたが、今月は、1日だけである）。何をすることもおっくうでねている。（母に便りきり）通院も付きそいがほしいくらいだが交通ひがかかると一人では止むなく通よっている。
- (3) 身体共々悪化の一方である。
- (4) 落ち着く場所へ引っ越し、精神が休まると一般の所へ早く仕事へつき生活保護を脱きやくし、けん全に過ごし、収入があれば母へ支えんができる。今回の処分でもたふり出に戻る生活保護のままくらす事になり、健全とはいえない。安倍そうりの一億そう活やく社会から遠のき、社会からはじかれる。またひきこもりにもどり、自ぼうじきになってしまう。一般のところはやとつてくれないから、B型に通ってたがこうなってしまうと何をやっているのか分からない。先に仕事が見つかっているなら、3級でかまわないが、心身共に悪化するばかりで、先に仕事をしょうかいしてくれと言いたいです（行政が責任を持って）。

2 審査庁

本件審査請求は理由がないため、行政不服審査法第45条第2項の規定

により，棄却されるべきである。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は，理由がないため行政不服審査法第45条第2項の規定により，棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。

以下「法」という。）第45条第1項，同条第2項及び第51条の12第1項は，政令で定める指定都市の市長が，精神障害者からの精神障害者保健福祉手帳の交付申請に基づいて審査した結果，申請者が政令で定める精神障害の状態にあると認めたときは，申請者に精神障害者保健福祉手帳を交付しなければならないと定め，精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第105号。以下「施行令」という。）第6条第3項は，障害の程度に応じて重度のものから1級，2級及び3級とし，障害等級1級は「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの」，障害等級2級は「日常生活が著しい制限を受けるか，又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」とされている。

(2) これを受けて，精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準（平成7年9月12日付け健医発第1133号厚生省保健医療局長通知。以下「本件判定基準」という。）は，「精神障害者福祉手帳の障害等級の判定は，(1)精神疾患の存在の確認，(2)精神疾患（機能障害）の状態の確認，(3)能力障害（活動制限）の状態の確認，(4)精神障害の程度の総合判定という順を追って行われる。判定に際しては，診断書に記載された精神疾患（機能障害）の状態及び能力制限（活動制限）の状態について十分な審査を行い，対応すること。」と定め，障害の状態の判定に当たっての判定基準について，障害等級別に，「精神疾患（機能

障害)の状態」及び「能力障害(活動制限)の状態」に分けて、定めている。

(3) 処分庁の適用した規範等の合理性及び適切性

ア 本件判定基準は、厚生省(現在の厚生労働省)が、法の目的及び理念に則り、専門的知見や長年にわたり蓄積されてきた経験に基づき作成したものであるところ、その内容面において、特段、不合理・不適切な点は見当たらない。また、審査請求人も、本件審査請求手続の中で、本件判定基準の内容の不合理性・不適切性について具体的な主張がなされているわけではない。そうである以上、厚生省の専門的知見を踏まえて作成された、本件判定基準の内容は不合理・不適切とはいえず、これに従って判断することが相当である。

イ また、厚生労働科学研究費補助金障害者対策総合研究事業として策定された精神障害者保健福祉手帳の判定マニュアルの作成及び実態把握に関する研究(以下、同研究により策定された精神障害者保健福祉手帳の判定マニュアルを「本件判定マニュアル」という。)は、厚生労働省から委嘱を受けた専門家が、法の目的及び理念に則り、精神障害者保健福祉手帳を交付するに際して、いかなる具体的基準を定立するのが適切かつ合理的かという視点から、長年にわたり研究を重ねた結果が記載されているものであるところ、その内容面において、特段、不合理・不適切な点は見当たらない。また、審査請求人からも、不合理性・不適切性の点に関する具体的な指摘あるいは主張がない。そうである以上、精神障害の専門家の専門的知見を踏まえて作成された本件判定マニュアルの内容は不合理・不適切とはいえず、これに従って判断することが相当である。

ウ 上記ア及びイに関して、審査請求人から、本件審査請求において、処分庁が、本件処分を行うに当たり、本件判定基準及び本件判定マニュアルに準拠することが不合理・不適切であるとの具体的主張がなされているわけではない。

(4) そこで、以下において、本件診断書に記載された審査請求人の①現在の病状及び状態像、②生活能力の状態（日常生活能力の判定）に基づき、審査請求人の障害等級を3級と判定した判定部会の判定結果を踏まえて審査請求人の精神障害者保健福祉手帳の障害等級を3級に該当するものと決定した本件処分が、本件判定基準に照らして正当なものであるか否かにつき検討する。

ア 本件診断書は、本件医師による令和元年10月1日（本件処分の約1か月半前）の診断結果に基づいて作成された精神障害者保健福祉手帳診断書であること、本件診断書によれば、審査請求人は、平成29年10月20日、本件医師から、主たる精神障害を「社交恐怖症」・従たる精神障害を「うつ病」とする診断を受けたこと、本件診断書における「④現在の病状、状態像等」欄に記載されている(1)～(12)の病状・状態像等の各項目は、本件判定基準における障害等級1級ないし3級の各「精神疾患（機能障害）の状態」欄の1～8の項目にほぼ対応しているところ、審査請求人が該当する「病状、状態像等」は、上記「④現在の病状、状態像等」欄「(1)抑うつ状態」中の「3 憂うつ気分」及び「(7)不安及び不穏」中の「1 強度の不安・恐怖感」と「2 強迫観念」とされているから、いずれも本件判定基準の上記各「精神疾患（機能障害）の状態」欄の1ないし7の精神疾患には該当せず、同欄の8「その他の精神疾患によるものあっては、1～7に準ずるもの」に該当し、審査請求人の「精神疾患（機能障害）の状態」は、本件判定基準の項目2の「気分（感情障害）障害」に準ずるものと認められる。

イ そこで、審査請求人のかかる「気分（感情障害）の状態」が「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの」とされる本件判定基準の障害等級2級に該当するものか、それとも、「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、こ

れを持続したり，ひんぱんに繰り返すもの」とされる本件判定基準の障害等級3級に該当するののかについて判断する。審査請求人の現在の病状，状態像等について，本件診断書の「⑤ ④の病状・状態像等の具体的程度，症状，検査所見 等」欄の記載には「社交場面（食事など含む）で過緊張，動悸ふるえ等が増強。スーパーのレジに並ぶ時，支払い時の発汗過緊張時に生活に支障をきたす程度。平穩時の身体症状，抑うつ症状等については改善傾向にある。感情制御の障害，強迫性の症状も現在マスク無しで外出可能。顕著な精神病性の症状は認めず。器質的疾患否定的」との記載があり，かかる記載に照らして判断する限り，審査請求人の「気分（感情障害）の状態」は，その症状が著しいものとは認められないから，障害等級2級に該当するものと認めるのは困難というべく，障害等級3級に該当するものと認めるのが相当である。

ウ 次に，本件診断書における「⑥生活能力の状態」欄中の「2 日常生活能力の判定」欄に記載されている(1)～(8)の判定項目は，本件判定基準における障害等級1級ないし3級の各「能力障害（活動制限）の状態」欄の1～8の項目に対応しており，本件診断書の記載によれば，本件医師の判定結果は，「(1)適切な食事摂取」については「自発的にできる。」，「(2)身の清潔保持，規則正しい生活」については「自発的にできるが援助が必要」，「(4)通院と服用（要）」，「(6)身の安全保持・危機対応」及び「(7)社会的な手続や公共施設の利用」についてはいずれも「おおむねできるが援助が必要」，「(3)金銭管理と買物」，「(5)他人との意思伝達・対人関係」及び「(8)趣味・娯楽への関心，文化的社会的活動への参加」についてはいずれも「援助があればできる」とされていること，なお，上記(1)～(3)と(6)の判定項目は日常生活に関連のある項目であり，(4)，(5)，(7)及び(8)の判定項目は社会生活に関連する項目であること，本件判定マニュアルによれば，日常生活あるいは社会生活において必

要な「援助」とは、助言、指導、介助などをいうとされ、生活能力の状態は、精神障害者保健福祉手帳用の診断書の「⑥生活能力の状態」欄を重要視して判定するものとされていること、同欄の「2

日常生活能力の判定」欄の(1)～(8)のそれぞれの項目について、「できない」ものは生活能力が障害されている程度が高く、「援助があればできる」、「自発的にできるが援助が必要・おおむねできるが援助が必要」、「自発的にできる・適切にできる」の順に生活能力が障害されている程度は低くなるどころ、生活能力の状態を判定する上で、上記(1)～(8)のどの項目がどの程度あれば何級に該当するかという基準についてのある程度を目安としては、障害等級1級と判定するには日常生活に関連した項目の複数が「できない」に、障害等級2級と判定するには日常生活に関連する項目の複数が「援助があればできる」に、障害等級3級と判定するには「自発的にできるが援助が必要・おおむねできるが援助が必要」の複数の項目に該当することが必要であるとされていること、以上のとおり認められる。

エ 上記ウで認定したところによれば、上記審査請求人の生活能力の判定結果によれば、日常生活に関連する(1)の判定項目が「自発的にできる」、(2)及び(6)の判定項目が「自発的にできるが援助が必要又はおおむねできるが援助が必要」、社会生活に関連する(4)及び(7)の判定項目がいずれも「おおむねできるが援助が必要」とされているから、本件判定基準及び本件判定マニュアルに照らして、審査請求人の「能力障害(活動制限)の状態」は障害等級3級に該当するものと認められる。

オ 以上のとおりであって、審査請求人の障害等級は、「精神疾患(機能障害)の状態」及び「能力制限(活動制限)の状態」の両面からの判定評価により3級とするのが相当であるから、審査請求人の障害等級を3級と判定した判定部会の判定結果を踏まえて審査請

求人者の精神障害者保健福祉手帳の障害等級を3級として本件処分に、
なんら違法又は不当な点は認められない。

第5 調査審議の経過

令和2年5月15日 第1回審議

令和2年6月26日 第2回審議

令和2年7月31日 第3回審議

令和2年8月28日 第4回審議

第6 審査会の判断

1 処分庁の適用した規範等

- (1) 法第45条第2項及び第6項を受けた、施行令第6条第3項は、障害の程度に応じて、「精神障害の状態」を3つの等級に分けている。これによれば、障害等級1級は「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの」、障害等級2級は「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」、障害等級3級は「日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの」とされている。
- (2) もっとも、施行令第6条第3項の規定は抽象的なものであるため、これを具体化したものとして、本件判定基準が存在する。これによれば、「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定は、(1)精神疾患の存在の確認、(2)精神疾患（機能障害）の状態の確認、(3)能力障害（活動制限）の状態の確認、(4)精神障害の程度の総合判定という順を追って行われる」とされている。
- (3) 本件判定基準の「(2)精神疾患（機能障害）の状態」における障害等級1級は「2 気分（感情）障害によるものにあつては、高度の気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続した

り、ひんぱんに繰り返したりするもの」と、障害等級2級は「気分（感情）障害によるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの」と、障害等級3級は「気分（感情）障害によるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの」とされている。

(4) 本件判定基準によれば、「(3)能力障害（活動制限）の状態」における障害等級1級は本件判定基準中の表障害等級1級の項、障害の状態、能力障害（活動制限）の状態の欄中1から8までに掲げる項目について、いくつかに該当するものとされている。障害等級2級は、同表障害等級2級の項、障害の状態、能力障害（活動制限）の状態の欄中1から8までのいくつかに該当するものとされている。障害等級3級は、同表障害等級3級の項、障害の状態、能力障害（活動制限）の状態の欄中1から8までのいくつかに該当するものとされている。

また、本件判定基準のうち、「(3)能力障害（活動制限）の状態」の判定基準を更に具体化したものとして、本件判定マニュアルがある。本件判定マニュアルは、障害等級1級、2級及び3級の1ないし8の各項目の該当性を判断するにあたっての着眼点等が記載されており、ある程度の目安として、1級と判定するには日常生活に関連した項目の複数が「できない」に、2級と判定するには日常生活に関連した項目の複数が「援助があればできる」に、3級と判定するには「自発的にできるが援助が必要・おおむねできるが援助が必要」の複수에該当する必要があるとされている。

2 処分庁の適用した規範等の合理性及び適切性

(1) 本件判定基準は、厚生省（現在の厚生労働省）が、法の目的及び理念に則り、専門的知見や長年にわたり蓄積されてきた経験に基づき作成したものであるところ、その内容面において、特段、不合理・不適

切な点は見当たらない。また、審査請求人からも、本件審査請求手続の中で、本件判定基準の内容の不合理性・不適切性について具体的な主張がなされているわけではない。そうである以上、厚生省の専門的知見を踏まえて作成された、本件判定基準の内容は不合理・不適切とはいえず、これに従って判断することが相当である。

- (2) また、本件判定マニュアルは、厚生労働省から補助金を受けた専門家が、法の目的及び理念に則り、精神障害者保健福祉手帳を交付するに際して、いかなる具体的基準を定立するのが適切かつ合理的かという視点から、長年にわたり研究を重ねた結果が記載されているものであるところ、その内容面において、特段、不合理・不適切な点は見当たらない。また、審査請求人からも、不合理性・不適切性の点に関する具体的な指摘あるいは主張がない。そうである以上、精神障害の専門家の専門的知見を踏まえて作成された本件判定マニュアルの内容は不合理・不適切とはいえず、これに従って判断することが相当である。
- (3) 上記(1)及び(2)に関して、審査請求人から、本件審査請求において、処分庁が、本件処分を行うに当たり、本件判定基準及び本件判定マニュアルに準拠することが不合理・不適切であるとの具体的主張がなされているわけではない。

3 本件処分の適法性等

審査請求人の精神障害の状態について記載する客観的資料としては、本件診断書があり、本件診断書の記載内容自体については審査請求人も争う姿勢を示しておらず、また、本件診断書に反するような証拠も提出されていないため、本件診断書を基に本件判定基準及び本件判定マニュアルに照らして判断するところ、当審査会としても、審査請求人の精神障害の状態としては、障害等級3級とするのが相当である、と判断した。理由については、第4-2-(4)記載の審理員の意見と同旨であるから、これを引用する。

4 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

5 結論

よって、本件処分は違法又は不当であるとはいえないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

神戸市行政不服審査会

会 長 水 谷 恭 子

委 員 興 津 征 雄

委 員 大 原 雅 之

委 員 西 上 治